

様式第8号(第8条関係)

恵庭市告示第155号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第7号)第8条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月14日

恵庭市長 原 田



記

1 指定管理者の名称
特定非営利活動法人島松夢創館倶楽部

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称 夢創館

施設の所在地 恵庭市島松仲町1丁目2番20号

3 管理を行わせる期間

令和6年4月1日 から 令和11年3月31日まで